

朝倉英林壁書 現代語訳文

『福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館古文書調査資料2 朝倉氏の家訓』より

第一条 宿老の登用

朝倉の家では宿老を一定に決めてはならない。彼自身の能力と忠節により登用せよ。

第二条 団扇・奉行職の選任

代々その役職についてきたというそれだけの理由で軍奉行やその他の奉行職を任じてはならない。

第三条 目付の配置

たとえ天下が平和でも遠近の国々に目付を配置して所々の行いを聞き知ることが必須である。

第四条 名刀購入の戒め

名刀をむやみに所望して購入してはならない。その理由は一万疋の値段の太刀を持っていたとしても百疋の値段の鑓を持った百人にはかなう筈がないからである。百疋の鑓を百挺購入して百人に持たせると一方は防ぐことができるに違いない。

第五条 猿楽見物

四座の大和猿楽を何度も呼びつけてこれを見物することを面白がってはならない。その費用で国内の猿楽の才能ある者を上落させて仕舞を習わせれば、後世のためにもよいではないか。また城内で夜能を面白がって行なってはならない。

第六条 馬・鷹の入手と贈答

侍のつとめだからといって伊達・白川へ使者を遣わして良い馬や鷹を購入してはならない。もしよそから贈られたのであれば問題ないが、それも三年たったならば他家へやってしまうこと。長い間手もとにとどめておくとは必ず後悔するようなことが起きるものだ。

第七条 年始の出仕の上着

朝倉氏の同名衆を始めとして家臣の年始の出仕の上着は布子とする。それにそれぞれの家の紋をつけること。富があるからといって立派で華やかな衣装で身を飾ると、国のあちこちに在住している侍はきらびやかな装いに恐れをなし、貧乏の身なりでは出仕しづらいといって仮病をつかい、一年出仕せず、二年三年と重なり、ついには当家に祇候する者が少なくなってしまうであろう。

第八条 家臣の評価——体と心

身体つきが劣っていても勇敢な者には情けをかけよ。また臆病で勇気が無くとも体格が立派で印象の良いものであれば供や使の役に立つ。両方欠けている者を扶持することは所領の無駄だ。

第九条 家臣の評価——奉公と無奉公

よく奉公した者と無奉公の連中を同じように処遇したならば、何で忠節を尽くして奮い立つ者があろうか。

第十条 右筆の人選

どうしてもいなくて困るのでなければ、他国の牢人などに右筆をさせてはならない。

第十一条 人材の確保

僧であっても俗人であっても一つの技能に秀でた人材を他国へ行かせてはならない。ただし自分の能力を自慢して、本来すべき奉公をしないのではけしからぬ。

第十二条 合戦・攻城と吉凶占い

当然勝つことのできる合戦、また落とし取ることのできる城攻めの時に、吉日を選んだり方角の吉凶を合わせたりして好機を逃すのは残念で悔やまれることである。どんな吉日でも大風に船出したり、多勢に無勢で向かったりしたら、つまらない結果になるのは当然である。たとえ悪い日や悪い方角に出くわしても、諸神とりわけ八幡と摩利支天の二神に特に真心をつくして祈り、軍功を励ませば、きっと勝利は自分の思いどおりになるに違いない。

第十三条 遵行使の派遣

能力があり正直な者に命じて年に三度ほど領分を見廻らせて民百姓の評判を聞いて政務を改善せよ。あるいは少し姿を変えて自分自身で見廻ってもよい。

第十四条 築城の禁止

朝倉が館以外には国内に城郭を造らせてはならない。すべて富ある者は一乗の谷に引越して郷村には代官だけを置くこと。

第十五条 伽藍仏閣・町屋の巡検

寺院の伽藍や町屋を巡検する時は、少し馬を止めて、不恰好な者は不恰好といい、よいものはよいといえば、下々の者も「御当主のお言葉を賜った」といって悪い点は改善し、良い点に心がけるであろう。出費をせず国を立派に処置するのも国主の心遣いひとつによるものだ。

第十六条 裁判の公正と家中、主人のありかた

およそすべての裁判や直奏の時には、道理と非道を少しもゆがめてはならない。もし担当者に私曲があるという情報があり、それが明白な事実ならば担当者を訴訟に負けた方と同罪にする。すべて家中を鄭重に沙汰すれば、他国の悪党がどのように干渉しても差しつかえない。依怙鬻賈があり混乱したきまりや行状であるといううわさが立つと他国から介入するものである。ある高僧が物語ったのには、「主人は不動・愛染のようであれ。不動の剣を引さげ、愛染の弓を持つように、突きもせず、射もせずして悪魔降伏の相をあらわし、内心は慈悲深い」という。そのように侍の頭をするものはまず自分の行為を正して兵士や忠臣には賞を与え、不忠反逆の輩は退治して理非善悪を正すのを慈悲の賞罰というのだろう。たとえ賢人や聖人の言葉に通じて書物を学んでもその心がねじけていては良くない。『論語』に「君子は重々しくなければ人を従わせることができない」などとあるのをみて専ら重々しくすると理解してはならない。重々しくも軽々しくも状況や時機をみてそうした行動をすることが大切である。

末文

右の条々をおろそかにしては何の益も無いことだ。自分は親もないわずかの身から全力を注いで働いて思いがけず国を取ってからこのかた、昼も夜も目を閉じないで工夫し、名人の言葉を耳に入れて心中に留め、諸卒に命令して国家安泰であった。子々孫々までこの旨を守り、日吉・八幡の教えと同様に尊重して国を保持するならば、朝倉の家は続いていくであろう。もし子孫が身勝手な行動をすれば後悔は先に立たないのである。

朝倉弾正左衛門尉日下氏
孝景入道英林